

地区連合町内会長 各位

政策局大都市制度推進本部室長
港 北 区 長

大都市制度「特別市」に係る地域説明会の開催について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、より効率的・効果的な行政サービスの提供や地域の実情に合ったきめ細かな施策の展開を進めていくために、大都市制度「特別市」の実現を目指しています。

特別市の実現には皆さまのご理解とご協力が不可欠ですが、本制度の内容や必要性、メリットについて、まだ十分にお伝えできていないと感じております。

そこで、昨年から引き続きの開催となりますが、初めてお聞きになる方など多くの皆さまに理解の輪を広げていくために、以下のとおり説明会を開催いたします。

つきましては、参加者の取りまとめについて、ご協力をお願いいたします。

1 開催概要

〔日時〕 令和6年12月9日（月） 午後3時から午後4時30分まで（開場：午後2時30分）

〔場所〕 港北区民文化センター（ミズキーホール）

〔内容〕 横浜市長 山中竹春 による「特別市」に関する説明等

〔対象〕 自治会町内会役員をはじめ、地域活動にご尽力いただいている皆さま（委嘱委員等）

2 依頼事項

各地区連合町内会で参加者を取りまとめの上、12月2日（月）までにお申込みください。

※ 地区連合あたり5名程度のお申込みにご協力ください。

3 申込方法（いずれかの方法でお申込みください）

〔その1〕 インターネットの申込フォームから回答

〔その2〕 メール又はFAXで参加申込書を送付

申込フォーム▶



4 添付資料

- (1) 横浜市が目指す「特別市」
- (2) 参加申込書（メール・FAX用）

【お問合せ先】

港北区区政推進課 笠原、藤原

電話：045-540-2230 / FAX：045-540-2227

Eメール：ko-kikaku@city.yokohama.lg.jp

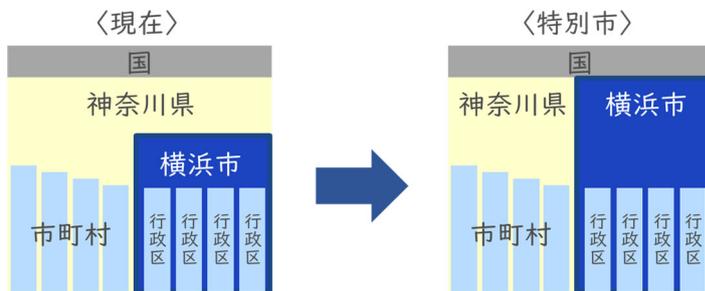
横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

＜特別市のイメージ＞

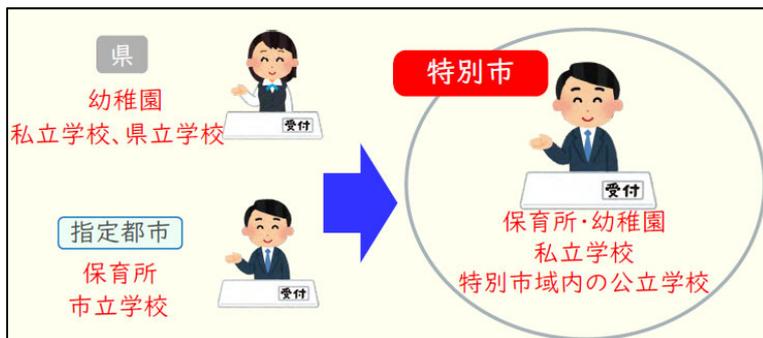


特別市になると横浜市内における県の仕事は、**全て横浜市が行うこと（業務の一本化）**になります

市と県で分かれている業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの**利便性が向上**
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿った**きめ細かい行政サービスを提供**
- ✓ **効率的で迅速な行政運営を実現**

(具体的な例)



保育所・幼稚園など
子育て・教育に関する
様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。



大都市制度「特別市」に係る地域説明会

日時 令和6年12月9日（月） 午後3時から午後4時30分（開場：午後2時30分）

会場 港北区民文化センター（ミズキーホール）

内容 横浜市長 山中竹春 による「特別市」に関する説明等

対象 自治会町内会役員をはじめ、
地域活動にご尽力いただいている皆様（委嘱委員等）



申込方法 (12/2×) その1：インターネットで申込み
その2：メール又はFAXで以下の参加申込書を送付

参加申込書（メール・FAX用）

〔送付先〕メール：ko-kikaku@city.yokohama.jp / FAX:045-540-2227

- 1 連合町内会名 _____
- 2 担当者・電話番号 _____
- 3 参加者一覧（地区連合あたり5名程度のお申込みにご協力ください。）

	お名前	役職 （地域での役職）	「特別市」の説明を聞くのは 何回目ですか（○は1つ）
①			初めて ・ 2回目 ・ 3回目以上
②			初めて ・ 2回目 ・ 3回目以上
③			初めて ・ 2回目 ・ 3回目以上
④			初めて ・ 2回目 ・ 3回目以上
⑤			初めて ・ 2回目 ・ 3回目以上

※申込時にいただいた個人情報は、本説明会に関する目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

- 4 「特別市」についてご質問などがあれば、ぜひお聞かせください。